

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第19号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																																	
<p>(設置)</p> <p>第2条 鳥取県立社会福祉施設を次のとおり設置する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>種別</th><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>障害児入所施設</td><td>鳥取県立皆成学園</td><td>倉吉市</td></tr><tr><td>障害児入所施設及び児童発達支援センター</td><td>鳥取県立総合療育センター</td><td>米子市</td></tr><tr><td>児童発達支援センター</td><td>鳥取県立鳥取療育園</td><td>鳥取市</td></tr><tr><td></td><td>鳥取県立中部療育園</td><td>倉吉市</td></tr><tr><td>児童自立支援施設</td><td>鳥取県立喜多原学園</td><td>米子市</td></tr></tbody></table> <p>略</p>	種別	名称	位置	障害児入所施設	鳥取県立皆成学園	倉吉市	障害児入所施設及び児童発達支援センター	鳥取県立総合療育センター	米子市	児童発達支援センター	鳥取県立鳥取療育園	鳥取市		鳥取県立中部療育園	倉吉市	児童自立支援施設	鳥取県立喜多原学園	米子市	<p>(設置)</p> <p>第2条 鳥取県立社会福祉施設を次のとおり設置する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>種別</th><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>知的障害児施設</td><td>鳥取県立皆成学園</td><td>倉吉市</td></tr><tr><td>肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設</td><td>鳥取県立総合療育センター</td><td>米子市</td></tr><tr><td>肢体不自由児施設</td><td>鳥取県立鳥取療育園</td><td>鳥取市</td></tr><tr><td></td><td>鳥取県立中部療育園</td><td>倉吉市</td></tr></tbody></table> <p>略</p>	種別	名称	位置	知的障害児施設	鳥取県立皆成学園	倉吉市	肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設	鳥取県立総合療育センター	米子市	肢体不自由児施設	鳥取県立鳥取療育園	鳥取市		鳥取県立中部療育園	倉吉市
種別	名称	位置																																
障害児入所施設	鳥取県立皆成学園	倉吉市																																
障害児入所施設及び児童発達支援センター	鳥取県立総合療育センター	米子市																																
児童発達支援センター	鳥取県立鳥取療育園	鳥取市																																
	鳥取県立中部療育園	倉吉市																																
児童自立支援施設	鳥取県立喜多原学園	米子市																																
種別	名称	位置																																
知的障害児施設	鳥取県立皆成学園	倉吉市																																
肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設	鳥取県立総合療育センター	米子市																																
肢体不自由児施設	鳥取県立鳥取療育園	鳥取市																																
	鳥取県立中部療育園	倉吉市																																
<p>(障害児入所施設及び児童発達支援センターにおける使用料等の徴収)</p> <p>第7条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第8項に規定する短期入所（次条において「短期入所」という。）に係る鳥取県立皆成学園（以下「皆成学園」という。）及び鳥取県立総合療育センター（以下「総合療育センター」という。）の利用については、1月につき、同法第29条第3項第1号に掲げる額の使用料を徴収する。</p> <p>2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第1項に規定する障害児通所支援に係る皆成学園、総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園（以下「鳥取療育園」という。）及び鳥取県立中部療育園（以下「中部療育園」という。）の利用については、1月につき、同法第21条の5の3第2項第1号に掲げ</p>	<p>(知的障害児施設における使用料等の徴収)</p> <p>第7条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第8項に規定する児童デイサービス（次条において「児童デイサービス」という。）及び同法第5条第9項に規定する短期入所（次条及び第9条において「短期入所」という。）に係る鳥取県立皆成学園の利用については、同法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の6の措置による利用については、この限りでない。</p>																																	

る額の使用料を徴収する。

3 児童福祉法第7条第2項に規定する障害児入所支援に係る皆成学園及び総合療育センターの利用については、1月につき、同法第24条の2第2項第1項に掲げる額の使用料を徴収する。

4 児童福祉法第21条の6若しくは第27条第1項第3号又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項の措置による皆成学園、総合療育センター、鳥取療育園及び中部療育園の利用については、前3項の規定にかかわらず、使用料を徴収しない。

5 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第64条第1項に規定する療養並びに健康保険法第85条第1項及び高齢者医療確保法第74条第1項に規定する食事療養（以下この項において「療養等」という。）に係る総合療育センター、鳥取療育園及び中部療育園の利用については、健康保険法第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）の規定による厚生労働大臣の定め及び高齢者医療確保法第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準（次項において「診療報酬の算定方法」という。）により算定した額並びに健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項（同法第149条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに高齢者医療確保法第74条第2項及び第75条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（以下この項において「療養費算定額」という。）によるほか、別表第1に定めるところにより使用料を徴収する。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる療養等以外の療養等に係る使用料（同表に定めるものを除く。）の額は、療養費算定額に100分の105を乗じて得た額の範囲内で知事が定める額とする。

6 総合療育センター及び鳥取療育園における健康保険法第63条第1項及び高齢者医療確保法第64条第1項に規定する療養の給付（以下この項において「療

2 児童福祉法第24条の2第1項に規定する入所等（次条において「入所等」という。）に係る鳥取県立皆成学園の利用については、同条第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の100分の10に相当する額以下の範囲内で規則で定める額の使用料を徴収する。

3 前2項に規定するもののほか、鳥取県立皆成学園における食事の提供その他の施設の利用（規則で定めるものに限る。）については、利用に係る実費を勘案して規則で定める額の使用料を徴収する。

養の給付」という。)の対象とならない予防接種並びに総合療育センターにおける療養の給付の対象とならない虫歯予防フッ素塗布については、診療報酬の算定方法に準じて算定した規則で定める額の使用料を徴収する。

7 前各項に規定するもののほか、皆成学園、総合療育センター、鳥取療育園及び中部療育園における食事の提供その他の施設の利用（規則で定めるものに限る。）については、利用に係る実費を勘案して規則で定める額の使用料を徴収する。

8 総合療育センター、鳥取療育園及び中部療育園における診断書その他の文書の交付については、別表第2に定めるところにより手数料を徴収する。

(肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設における使用料及び手数料の徴収)

第8条 児童デイサービスに係る鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園の利用並びに短期入所に係る鳥取県立総合療育センターの利用については、障害者自立支援法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、児童福祉法第21条の6又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の措置による利用については、この限りでない。

2 入所等に係る鳥取県立総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園の利用については、児童福祉法第24条の2第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の100分の10に相当する額以下の範囲内で規則で定める額の使用料を徴収する。

3 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第64条第1項に規定する療養並びに健康保険法第85条第1項及び高齢者医療確保法第74条第1項に規定する食事療養（以下この項において「療養等」という。）に係る鳥取県立総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園の利用については、健康保険法第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による厚生労働大臣の定め及び高齢者医療確保法第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準（以下「診療報酬の算定方法」という。）により算定した額並びに健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項（同法第149条において

これらの規定を準用する場合を含む。)並びに高齢者医療確保法第74条第2項及び第75条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(以下この項において「療養費算定額」という。)によるほか、別表第1に定めるところにより使用料を徴収する。ただし、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされる療養等以外の療養等に係る使用料(同表に定めるものを除く。)の額は、療養費算定額に100分の105を乗じて得た額の範囲内で知事が定める額とする。

4 鳥取県立総合療育センター及び鳥取県立鳥取療育園における健康保険法第63条第1項及び高齢者医療確保法第64条第1項に規定する療養の給付(以下「療養の給付」という。)の対象とならない予防接種並びに鳥取県立総合療育センターにおける療養の給付の対象とならない虫歯予防フッ素塗布については、診療報酬の算定方法に準じて算定した規則で定める額の使用料を徴収する。

5 前各項に規定するもののほか、鳥取県立総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園における食事の提供その他の施設の利用(規則で定めるものに限る。)については、利用に係る実費を勘案して規則で定める額の使用料を徴収する。

6 鳥取県立総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園における診断書その他の文書の交付については、別表第2に定めるところにより手数料を徴収する。

(障害者支援施設における利用料金)

第8条 短期入所に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、1月につき、障害者自立支援法第29条第3項第1号に掲げる額とする。ただし、児童福祉法第21条の6、身体障害者福祉法第18条第1項又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の4の措置による利用については、この限りでない。

2 障害者自立支援法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスに係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用料金は、1月につき、同法第29条第3項第1号に掲げる額とする。ただし、児童福祉法第21条の6、身体障害者福祉法第18条第2項又は知的障害者福祉法第16条第1項第2号の措置による利用については、この限りでない。

3～5 略

(障害者支援施設における利用料金)

第9条 短期入所に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、障害者自立支援法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。ただし、児童福祉法第21条の6、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第1項又は知的障害者福祉法第15条の4の措置による利用については、この限りでない。

2 障害者自立支援法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスに係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用料金は、同法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。ただし、知的障害者福祉法第16条第1項第2号の措置による利用については、この限りでない。

3～5 略

<p>(鳥取県立皆生尚寿苑における特定施設入居者生活介護等の利用に係る利用料金)</p> <p><u>第9条</u> 略</p> <p>(使用料及び手数料の減免)</p> <p><u>第10条</u> 略</p> <p>(行為の制限等)</p> <p><u>第11条</u> 略</p> <p>(措置命令)</p> <p><u>第12条</u> 略</p> <p>(利用許可の取消し)</p> <p><u>第13条</u> 略</p> <p>(規則への委任)</p> <p><u>第14条</u> 略</p> <p>別表第1 (<u>第7条</u>関係) 略</p> <p>別表第2 (<u>第7条</u>関係) 略</p>	<p>(鳥取県立皆生尚寿苑における特定施設入居者生活介護等の利用に係る利用料金)</p> <p><u>第10条</u> 略</p> <p>(使用料及び手数料の減免)</p> <p><u>第11条</u> 略</p> <p>(行為の制限等)</p> <p><u>第12条</u> 略</p> <p>(措置命令)</p> <p><u>第13条</u> 略</p> <p>(利用許可の取消し)</p> <p><u>第14条</u> 略</p> <p>(規則への委任)</p> <p><u>第15条</u> 略</p> <p>別表第1 (<u>第8条</u>関係) 略</p> <p>別表第2 (<u>第8条</u>関係) 略</p>
--	---

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例第7条第1項に規定する児童デイサービス及び同条第2項に規定する入所等に係る鳥取県立皆成学園、鳥取県立総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園の利用に対する使用料の徴収については、なお従前の例による。

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

3 職員の定年等に関する条例(昭和59年鳥取県条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、次に掲げる機関において医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢65年とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>障害児入所施設</u></p> <p>(4) <u>児童発達支援センター</u></p>	<p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、次に掲げる機関において医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢65年とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>肢体不自由児施設</u></p> <p>(4) <u>重症心身障害児施設</u></p>

(5)及び(6) 略

(5)及び(6) 略

備考 改正部分は、下線の部分である。